

あきる野市中央公民館におけるポスター・チラシ等の取扱基準

1 目的

市民の生涯学習を推進するため、中央公民館において各種機関、団体のポスターやチラシ、パンフレット等（以下「ポスター等」という。）を掲示、配架するにあたり、必要な事項を定める。

2 掲示及び配架できるポスター等

掲示、配架できるポスター等は、市及び市教育委員会のほか、下記の機関、団体が発行したものとする。

- (1) 官公署等公の機関
- (2) 保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学及び教育関係機関
- (3) あきる野市社会教育関係団体
- (4) 市または市教育委員会が共催または後援する事業の実施団体
- (5) その他、市教育委員会が特に必要と認めた団体
(町内会・自治会、PTA、青少年健全育成地区委員会、社会福祉協議会、公益社団法人、公益財団法人等)

ただし、上記(1)から(5)の団体であっても、内容について教育委員会が不適切とみとめるものは、掲示、配架することはできない。

3 ポスター等の掲示・配架期間

- (1) 受付・展示等期日の指定の有るものについては、その期日までの概ね2ヶ月以内とする。
- (2) 期日の指定の無いものについては、掲示後概ね2ヶ月以内とする。

4 その他の事項

- (1) 掲示等の依頼については、公民館事務室で受付をする。
- (2) 依頼のあったポスター等は、期間終了後、原則発行団体が回収するものとする。
- (3) 期間終了後、一週間を経過しても回収されない場合は、公民館で処分する。
- (4) 掲示等により発生する事項については、公民館は責任を負わない。